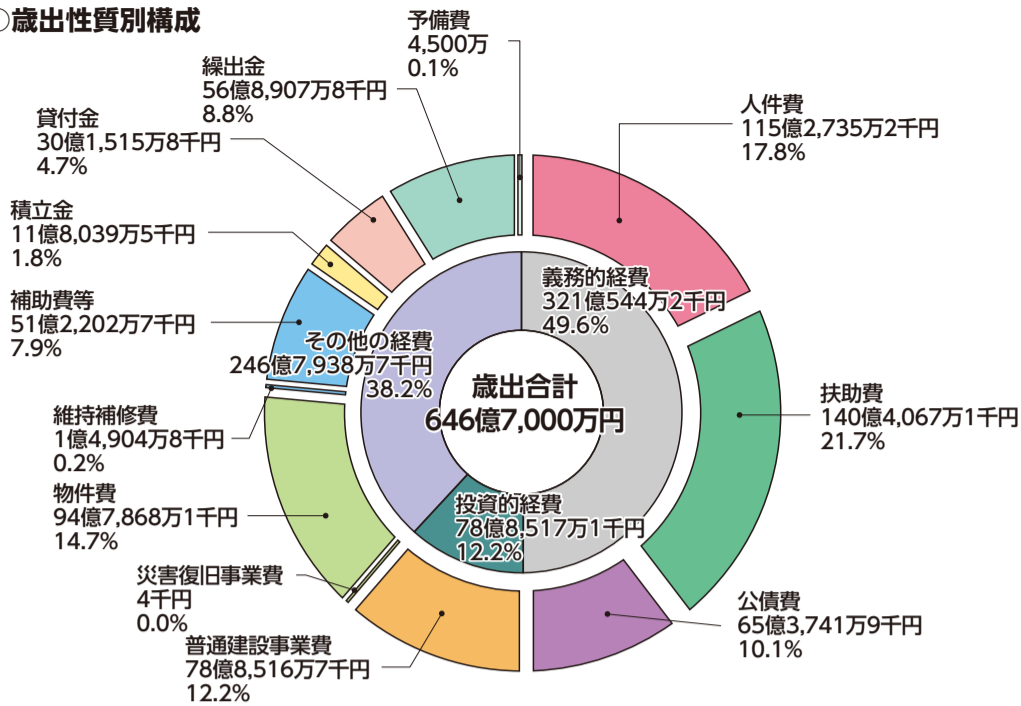
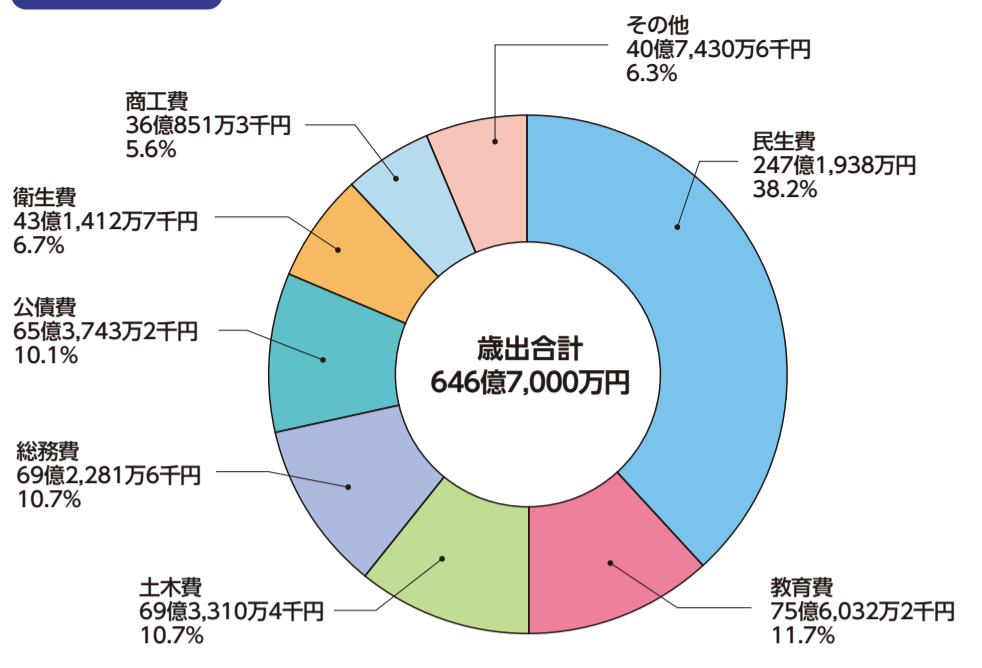


○歳出性質別構成



歳出

○歳出目的別構成



○歳出性質別一覧

(単位：千円,%)

区分	平成31年度		平成30年度		比較		
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率	
義務的経費	1 人件費	11,527,352	17.8	11,519,103	17.9	8,249	0.1
	2 扶助費	14,040,671	21.7	13,626,561	21.2	414,110	3.0
	3 公債費	6,537,419	10.1	6,386,621	9.9	150,798	2.4
投資的経費	4 普通建設事業費	7,885,167	12.2	8,255,395	12.8	△370,228	△4.5
	5 災害復旧事業費	4	0.0	4	0.0	0	0.0
その他の経費	6 物件費	9,478,681	14.7	9,133,445	14.2	345,236	3.8
	7 維持補修費	149,048	0.2	141,318	0.2	7,730	5.5
	8 補助費等	5,122,027	7.9	5,358,638	8.3	△236,611	△4.4
	9 積立金	1,180,395	1.8	1,185,098	1.9	△4,703	△0.4
	10 投資及び出資金	-	-	203	0.0	△203	皆減
	11 貸付金	3,015,158	4.7	3,057,157	4.8	△41,999	△1.4
	12 繰出金	5,689,078	8.8	5,601,457	8.7	87,621	1.6
	13 予備費	45,000	0.1	45,000	0.1	0	0.0
合計	64,670,000	100.0	64,310,000	100.0	360,000	0.6	

○歳出目的別一覧

(単位：千円,%)

区分	平成31年度		平成30年度		比較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
1 議会費	388,221	0.6	405,072	0.6	△16,851	△4.2
2 総務費	6,922,816	10.7	6,973,501	10.8	△50,685	△0.7
3 民生費	24,719,380	38.2	24,884,890	38.7	△165,510	△0.7
4 衛生費	4,314,127	6.7	4,227,603	6.6	86,524	2.0
5 労働費	77,137	0.1	73,250	0.1	3,887	5.3
6 農林水産業費	1,241,789	1.9	1,232,454	1.9	9,335	0.8
7 商工費	3,608,513	5.6	3,589,805	5.6	18,708	0.5
8 土木費	6,933,104	10.7	7,105,403	11.1	△172,299	△2.4
9 消防費	2,322,155	3.6	2,310,150	3.6	12,005	0.5
10 教育費	7,560,322	11.7	7,076,233	11.0	484,089	6.8
11 災害復旧費	4	0.0	4	0.0	0	0.0
12 公債費	6,537,432	10.1	6,386,635	9.9	150,797	2.4
13 予備費	45,000	0.1	45,000	0.1	0	0.0
合計	64,670,000	100.0	64,310,000	100.0	360,000	0.6

用語解説

予算

市の業務は、暦年ではなく、4月から3月までの1年間をサイクルとして、その中で市が使えるお金に対して、何にどれだけのお金を活用する予定かを示した計画を「予算」といいます。予算は、「市の行政がどのような形で実行されているかを具体的に表現し、市民に情報を提供し、市民が納めた税金がどのように使われ、効果がどのように市民に還元されるかを知る」という意味からも重要な役割を持つものです。

一般会計

市の基本的な行政運営に必要な経費を計上した会計のことです。市の会計の中心をなすものです。一般会計には、議会費、総務費、民生費、教育費などが計上されます。また、特定の事業を行うために設けられた会計を「特別会計」といい、栃木市では、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計など4つの特別会計があります。そのほか、地方公営企業法の規定に基づく「企業会計」もあり、栃木市では、水道事業会計、下水道事業会計がこれにあたります。

歳入

1年間に市に入るすべての収入のことをいいます。これが、1年間に市が活用することのできるお金となります。

【歳入一覧の区分】

税金には、その性質や内容により、国、県、市それぞれに納められるものがあり、その中で市に納められるものを「市税」といいます。主なものとしては、基準日に市内に住居がある方に納めていただく市民税や土地・家屋などを所有している方に納めていただく固定資産税などがあります。

※2 地方譲与税

法律に基づき、国が国税として徴収したものを地方公共団体に譲与するもので、本市は地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税が交付されています。

※3 地方交付税

国に納められた一部の税金の一定割合の額で、地方公共団体が等しく事務を遂行できるように、国から市に配分される税のことをいいます。これにより、全国どの市町村に住んでいてもバランスよく、公平な公共サービスが受けられるようしくみになっています。

※4・※5 国・県支出金

市が行う公共サービスに必要なお金の一部あるいは全部について、国・県から市に支払われるお金のことです。

※6 市債

市の長期にわたる借入金のことです。道路や橋、または学校などのように長期にわたって利用される施設の建設に必要な資金について、世代間の負担の公平を図る観点から、政府系金融機関や市中銀行よりお金を借入れて、資金を調達しています。

※7 一般財源

市税や地方交付税など、使い道が決まられていないお金のことをいいます。

※8 特定財源

国・県からの補助金など、使い道が指定されているお金のことをいいます。

※9 自主財源

市税や使用料など、市が自主的に集めることができるお金のことをいいます。歳入全体に占める自主財源の割合が高いほど、市として望ましい姿であり、市が行う公共サービスに自主性

※10 依存財源

地方交付税、国・県支出金や市債のように、国・県の決定や同意により交付されたり、割り当てられたりして入ってくるお金のことをいいます。

歳出

1年間に市が活用するすべての支出のことをいいます。市は、このお金でさまざまな事業を行うことにより、公共サービスの提供を行っています。

※11 歳出目的別一覧の区分

- 議会費：市議会を運営するための経費です。
- 総務費：市の各種計画の策定・推進、戸籍住民登録、国際交流の推進、選挙事務、市の内部管理などの経費です。
- 民生費：障がい者や高齢者の方への福祉の充実や、子育て支援などの経費です。
- 衛生費：健康で衛生的な生活環境を保持するための保健・医療の充実、ごみやし尿処理、環境の保全などの経費です。
- 労働費：勤労者の方への福祉の充実や勤労支援などの経費です。
- 農林水産業費：農林業の振興を図るための各種支援や生産基盤の整備などの経費です。
- 商工費：中小企業の振興や育成を図るための各種支援、企業誘致、観光の振興などの経費です。
- 土木費：道路、橋、河川、公園など社会資本の整備などの経費です。
- 維持補修費：市道の経費のうち消費的性質をもつ経費で、賃金、旅費、交際費、需用費などが該当します。
- 災害復旧事業費：災害により被災した施設を復旧するための経費です。
- 普通建設事業費：道路、橋、学校、庁舎などの公共施設、公用施設の建設事業に必要な経費です。
- 扶助費：生活保護法、児童福祉法などの法令に基づく生活保護費や児童手当などの支給や市が単独で行う各種扶助のための経費です。
- 義務的経費：地方公共団体の経費のうち、任意に削減できない硬直性の高い経費で、人件費、扶助費、公債費をいいます。
- 投資的経費：各種社会資本整備など、支出の効果が長期にわたる経費で、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費をいいます。
- 貸付金：地域住民の福祉増進や地域振興を図るため、市が直接あるいは間接的に現金の貸付を行うための経費です。
- 積立金：財政運営を計画的に行うため、年度間の財源変動に備えて積み立てる経費です。
- 投資及び出資金：公営企業会計等に対する出資金などの経費です。
- 予備費：予算編成の際に予期しなかった予算外の支出に対応するための科目です。
- 繰出金：一般会計、特別会計、基金の間で相互に資金運用をするものです。
- 歳入一覽の区分：地方公共団体の経費のうち、任意に削減できない硬直性の高い経費で、人件費、扶助費、公債費をいいます。
- 歳入一覽の区分：各種社会資本整備など、支出の効果が長期にわたる経費で、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費をいいます。
- 歳入一覽の区分：地域住民の福祉増進や地域振興を図るため、市が直接あるいは間接的に現金の貸付を行うための経費です。
- 歳入一覽の区分：財政運営を計画的に行うため、年度間の財源変動に備えて積み立てる経費です。
- 歳入一覽の区分：公営企業会計等に対する出資金などの経費です。
- 歳入一覽の区分：選挙事務、市の内部管理などの経費です。
- 歳入一覽の区分：障がい者や高齢者の方への福祉の充実や、子育て支援などの経費です。
- 歳入一覽の区分：健康で衛生的な生活環境を保持するための保健・医療の充実、ごみやし尿処理、環境の保全などの経費です。
- 歳入一覽の区分：勤労者の方への福祉の充実や勤労支援などの経費です。
- 歳入一覽の区分：農林業の振興を図るための各種支援や生産基盤の整備などの経費です。
- 歳入一覽の区分：中小企業の振興や育成を図るための各種支援、企業誘致、観光の振興などの経費です。
- 歳入一覽の区分：道路、橋、河川、公園など社会資本の整備などの経費です。
- 歳入一覽の区分：市道の経費のうち消費的性質をもつ経費で、賃金、旅費、交際費、需用費などが該当します。
- 歳入一覽の区分：災害により被災した施設を復旧するための経費です。
- 歳入一覽の区分：道路、橋、学校、庁舎などの公共施設、公用施設の建設事業に必要な経費です。
- 歳入一覽の区分：生活保護法、児童福祉法などの法令に基づく生活保護費や児童手当などの支給や市が単独で行う各種扶助のための経費です。
- 歳入一覽の区分：地方公共団体の経費のうち、任意に削減できない硬直性の高い経費で、人件費、扶助費、公債費をいいます。
- 歳入一覽の区分：各種社会資本整備など、支出の効果が長期にわたる経費で、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費をいいます。
- 歳入一覽の区分：地域住民の福祉増進や地域振興を図るため、市が直接あるいは間接的に現金の貸付を行うための経費です。
- 歳入一覽の区分：財政運営を計画的に行うため、年度間の財源変動に備えて積み立てる経費です。
- 歳入一覽の区分：公営企業会計等に対する出資金などの経費です。

※4月号3頁に掲載の「施政方針」中「給食費の一人1,000円の軽減」は、3月26日の市議会の予算修正により実施しないこととなりました。